

産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 30日	
札幌市長 様	
提出者 住 所 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 氏 名 清水建設株式会社北海道支店 執行役員支店長 竹 中 康 博 電話番号 011-214-3426	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	清水建設株式会社北海道支店
事業場の所在地	札幌市中央区北1条西2丁目1番地
計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D建設業 06総合工事業
②事業の規模	24,600百万円
③従業員数	302人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	全量、委託処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
<pre> graph TD A[北海道支店建設副産物総括責任者 副支店長] --> B[安全環境部] A --> C[施工担当部署長 (建築部・土木部)] B --> D[各作業所建設副産物処理責任者 各作業所長 (工事長・工事主任)] C --> D </pre>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
② 計画	【今年度（2025年度）目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 該当なし			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【今年度（2025年度）目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 該当なし			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【今年度（2025年度）目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 該当なし			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【今年度（2025年度）目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

② 計画	【今年度（2025年度）目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画報告書別表

(2025年度発生見込み量)

単位:t
対象地域 : 札幌市
対象期間 : 自 2025/04/01～至 2026/03/31

産業廃棄物の種類		がれき類					ガラス・陶磁器くず							廃プラスチック類			金属くず		安定型混合廃棄物		紙くず			木くず	繊維くず	管理型ガラス・陶磁器くず		管理型混合廃棄物							合計									
		コンクリートがら	アスファルト・コンクリートがら	その他のがれき類	その他のがれき類【石綿含有】		ガラス・陶磁器くず	ガラス・陶磁器くず【石綿含有】	廃岩綿吸音板	廃岩綿吸音板【石綿含有】	廃ALC	廃ALC【石綿含有】	廃グラスウール		廃プラスチック類	廃ウレタン材		金属くず	軽鉄残材		安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物【石綿含有】				紙くず		ダンボールくず(紙くず)		廃石膏ボード(管理型ガラス・陶磁器くず)	廃石膏ボード【石綿含有】	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物【石綿含有】			管理型廃プラスチック類	その他の水銀使用製品産業廃棄物	建設汚泥	動植物性残さ	動物のふん	廃酸	廃アルカリ	廃油	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量					10,000								200			150			500			20				300	300	10			100			500			2,000				5	5	14,090
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量																																											
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量																																											
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量																																											
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量																																											
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量					10,000								200			150			500			20				300	300	10			100			500			2,000				5	5	14,090
	優良認定処理業者への処理委託量					500								100			100			300			15				30	200	5			10			400			100				3	3	1,766
	再生利用業者への処理委託量																																											
	熱回収認定業者への処理委託量																																											
	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量																																											
	それ以外の委託量					9,500								100			50			200			5				270	100	5			90			100			1,900				2	2	12,324
今後実施する予定の取組		再生骨材プラントへの搬入によるリサイクル材への再生					一部委託によるリサイクルによりガラス材料として再生							一部委託により燃料及びプラスチック原材料に再生			全量委託による鉄工原材料として再生				一部委託による燃料及び製紙原料として再生			全量委託による製紙原料及び敷き薬材として再生	一部委託による繊維原材料として再生	一部委託による石膏ボード原料として再生				一部委託による盛土材料として再生						一部委託による燃料として再生								